

# 生産者・死亡牛関連業者の皆様へ

平成31年4月1日より死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります

- ① **96か月齢以上**のすべての死亡牛
- ② 48か月齢以上で生前に起立不能、歩行困難などを示した死亡牛
- ③ 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛

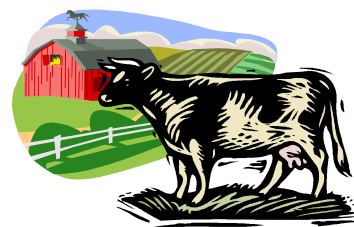
例・興奮しやすい  
・音や光・接触等への過敏な反応、  
・搾乳時の持続的な蹴り  
などの行動変化があった牛



上記①～③については、  
**BSE検査が必要です**

②や③の場合、NOSAI家畜診療所、開業獣医師等に、BSE検査が必要であることを検案書(死亡診断書)に記入してもらってください。

\* **平成31年3月31日**までに死亡した牛の検査対象は48か月齢以上です



ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

姫路家畜保健衛生所 TEL：079-240-7085

朝来家畜保健衛生所 TEL：079-673-2331

淡路家畜保健衛生所 TEL：0799-45-2411